

# 3月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和3年3月26日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、小林主任、福岡、井関
	理事者	<p>【教育委員会】</p> <p>立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、吉田教育監、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、石原教育センター所長</p> <p>【市長部局】</p> <p>鈴木子ども未来部長、玉置子ども政策課長</p>
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 奈良市立一条高等学校教員の任用について <b>非公開</b></p> <p>(2) 市立幼稚園の再編方針の変更について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第45号 奈良市教育振興基本計画の策定について</p> <p>議案第46号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について</p> <p>議案第47号 奈良市立一条高等学校の学科及び通学区域の再編について</p> <p>議案第48号 奈良市立中学校通学区域の一部改正について</p> <p>議案第49号 奈良市教育センター組織に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第50号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第51号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱</p>	

	<p>の一部改正について</p> <p>議案第52号 奈良市公民館運営審議会委員の任命について</p> <p>議案第53号 奈良市指定文化財の指定について</p> <p>議案第54号 奈良市立図書館管理規則の一部改正について</p> <p>議案第55号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱について</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>(1) 奈良市立学校におけるいじめ事象について <b>非公開</b></p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 一条高等学校附属中学校の設置について～学校説明会について～</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 奈良市立一条高等学校教員の任用については、了承した。</p> <p>(2) 市立幼稚園の再編方針の変更については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第45号 奈良市教育振興基本計画の策定については、可決した。</p> <p>議案第46号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長については、可決した。</p> <p>議案第47号 奈良市立一条高等学校の学科及び通学区域の再編については、可決した。</p> <p>議案第48号 奈良市立中学校通学区域の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第49号 奈良市教育センター組織に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第50号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第51号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第52号 奈良市公民館運営審議会委員の任命については、可決した。</p> <p>議案第53号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。</p> <p>議案第54号 奈良市立図書館管理規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第55号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱については、可決した。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課
議事の内容	
教育長	<p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>皆さんおそろいですので、始めたいと思います。</p> <p>教育部長。</p>

教 育 部 長	すみません、本日、案件関係者として、教育監及び教育センター所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	はい、結構です。 それでは、始めさせていただきます。 まず、事務局より資料について説明をお願いします。
事 務 局	本日の案件に関する資料につきましては、既に配付しております資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。 ただいまから、3月定例教育委員会を開会いたします。 本日の議会署名委員は、私、北谷と梅田委員でお願いをいたします。 次に、会議録の確認についてでございます。 令和3年2月定例教育委員会、2月24日開催の分の会議録の署名委員は、私と畑中委員でございます。 畑中委員には、既に3月16日の教育委員会事前説明会の場において確認をいただき、署名をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。 次に、令和3年3月臨時教育委員会、3月4日開催の会議録の署名委員は、私と柳澤委員です。柳澤委員、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。 それでは、案件に入る前に、ハヤシマサユキ様ほか1名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしましたので、ご報告を申し上げます。 それでは、傍聴人の方、お願いいたします。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告2件、議案11件、その他報告の事項1件、協議事項1件、計15件でございます。 本日、案件のうち、教育長報告1は人事に関する案件であるため、また、その他報告1は、個人に関する情報を含む案件であるため、非公開として審議するべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、異議なしと認めます。 よって、教育長報告1及びその他報告1は非公開とすることに決定をいたしました。 また、その他報告1の審議に際しましては、関係部課長のみの出席といたします。 それでは、公開の案件から始めます。 まず、教育長報告2、市立幼稚園の再編方針の変更について、子ども政

策課長より説明をお願いします。

子ども政策課長

別紙資料をご覧ください。

登美ヶ丘幼稚園は、平成30年4月に東登美ヶ丘幼稚園と統合再編し、市立認定こども園へ移行するため、平成31年3月末をもって閉園することを方針決定しておりました。

しかしながら、近隣で大規模な宅地開発があり、就学前児童数が増加する可能性があることから、閉園時期を延期するとともに、今後の在り方につきましては、令和3年度入園の園児募集結果を持って検討することをホームページで周知を行っていたものであります。

令和3年度入園児一斉募集の結果、令和2年10月23日受付時点の数字ではございますが、来年度入園希望者が8名となり、令和3年4月当初の在園児数が10名となることが判明いたしました。

本市といたしましては、登美ヶ丘幼稚園の園児数はもう伸びないと判断し、来年度の4歳児が卒園する令和5年3月末をもって閉園とする方針に変更するものでございます。

なお、令和4年度入園児募集は実施はいたしません。

子ども政策課からは以上でございます。よろしくをお願いします。

教 育 長

幼稚園の再編の方針の変更についてということで、登美ヶ丘幼稚園の推移をずっと見ておられた中で、今、報告のあった判断をされているということでございます。

このことについて。質問等はございませんでしょうか。

教 育 長

この件に関しまして、ご意見、ご質問はないようですので、教育長報告2、市立幼稚園の再編方針の変更については、了承いたします。

次に、議案の審議に入ります。

まず、議案第45号 「奈良市教育振興基本計画の策定について」、教育政策課長より説明をお願いします。

教育政策課長

この教育振興基本計画の策定に向けては、今年度5月から教育大綱の策定と併せ、ほぼ1年間、協議の時間や総合教育会議においてご意見をいただいております。このたび、事務局において計画案がまとまりましたので、ご確認いただき、計画の策定としてまいりたいと考えております。

いま一度、全体計画の概要をご確認いただきたいと思います。

別紙資料の基本計画のほうをご覧ください。

まず、1ページ目、2ページ目、こちらには、計画策定の趣旨、奈良市教育の変遷を説明しております。

次のページ、3ページ、4ページは、教育を取り巻く状況を説明しております。

これまでの教育において大切にしてきたものを調整しながら、これから

の教育においては、今後の社会の変化に応じたものにしなければなりません。社会情勢の変化として、Society5.0と言われるICT機器など、情報通信技術が飛躍的に進歩する未来社会を今後迎えます。

また、コロナ禍の経験を経て、社会も教育現場もポストコロナ、ニューノーマルに移行しております。世界中が確信を持った答えが見いだせない状況であり、このような予測困難な時代において、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を導く力が一層強く求められます。

また、持続可能な社会の担い手を育てる教育が求められております。授業における探求活動などにおいて、身の回りや社会全体の課題を見だし、それらを自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげる力を育てる教育活動が、それぞれの学校で展開されることが期待される場所です。

これら社会情勢の変化、奈良市の現況と課題を受けて、7ページをご覧ください。こちらに、今後5年の奈良市教育の目標を示しております。

目標は、生涯にわたり学び続け、他者と協働して未来を切り開く人間の育成としております。

急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるよう、その資質・能力の育成を目指します。

また、人生100年時代をより子供たちが豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学び、自己の能力を高め、働くことや地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっており、学校における教育においても、積極的にその力を育てる取組をしなければなりません。

このように、本市教育が培ってきたことを大切にしながらも、これまでの教育活動の見直しや新たな方策を取り込み、児童生徒が奈良に誇りを持ちながら急速に変化する新しい時代を生き抜くために、この目標を掲げております。

この目標に向かって教育を進める上で、目指す子供像として、自ら学ぶ子、とことん学ぶ子、つながり学ぶ子を3つの姿として上げております。

これらの3つの像は、新学習指導要領に当たる主体的、対話的で深い学びと照らし合わせると、主体的は自ら、対話的はつながり、深い学びはとことんということになります。主体的に学び続ける力を持った子供を育て、興味や関心に応じて納得のいくまでとことん追求し、周りの人とつながり学ぶことで、これからの社会の中で新しい価値を創造し、課題を解決できる子供像の実現を目指しております。

これらの目標と目指す子供像は、奈良市教育大綱と共通のものとしております。

9 ページ以降には、その目標を達成するために重点事項を掲げ、3つの基本方針の下、各課が展開する各施策を説明する第5章につなげております。

このような全体の内容をご確認の上、本日はご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長

今、課長からの説明ありましたように、各委員におかれましては、大綱含めて1年にわたってご議論いただきました。様々ご意見をいただき、また、事務局でも検討し、中身をブラッシュアップしたという形で持ってきてますけども、今日は、これを最終決定をして、各学校の現場にも示していくという最終のところでございますので、大きなところでのご意見、またご示唆をいただくということも含めて、確認をお願いしたいというふうに思います。

柳澤委員、よろしく願いいたします。

柳 澤 委 員

基本計画、最終段階でよくおまとめになられたというふうに思いました。

1年間とおっしゃいましたけど、かなり丁寧に検討、委員会でも行ってきたように思いました。

若干のコメントで、感じたことなので、本質からずれているかもしれませんが、今、課長さんからの説明で、もう一度このところを見てそうかと思っただんですが、いわゆる目標と計画という関係が、後半の第5章の施策の概要のところ、私が若干申し上げたのは、それぞれの概要のところ、施策についての説明で、目指しますというのは、ちょっと目標としてはうなずけるが、施策の趣旨としてはちょっと弱いというので、かなり願いをしていました。

可能な限り目指しますというよりは、実施しますというような近い形で書いていただいたというふうに思いました。それが、いわゆる目標と計画ということをしつかりと押さえてという言い方になりました。

それから、他の資料も拝見、伺ったんですが、教員アンケートをどの程度活用するかについて、6ページに、唯一のデータ、奈良市教員アンケート結果、この表が載ってるので、これ、以前との比較のためにこれが必要という趣旨だったというふうに理解したんですけど、今後、施策を具体的に実施される上で、これ以外の項目がたくさんあって、課題は何でしょうかというのもあったんですけども、この辺の分析は丁寧に学校にもフィードバックしていただけるとありがたいというふうに思いました。

最後に、もう一点、委員会の中で、委員の方々からいろいろ出て、13ページの見取図のような具体的取組と基本方針の相関関係をあらわにして、主に担当する課を列挙されているんですが、これ、重点目標というのが縦にずっと、1、2、3、4、分類で入っていて、主にその基本方針、重点項目があって来てるんだということが分かるような仕組みになって

るんですが、ただ、記述される点で若干申し上げると、担当課のところ、例えば一番上でICTを活用した学びのところ、学校教育課で、学校教育課オンリーですねというふうに出さないで、ここは、チームとしての学校という言い方はするんですが、チームとしての教育委員会というのは、まだそういう情報がありませんので、ですけれども、ただ、やっぱり各単位あるいはそれ以下の係単位で、ちょっと壁があるような形ではまずいので、ここは、主たる担当が、例えば学校教育課であるとかというふうな、ややフレキシブルな、柔軟い施策で実施していただくと、大変ありがたいのではないかと。他課の批判も受け入れることも若干入ってるんですが、そういうふうなことを希望します。

以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

前から本当に言っている、計画、5年の中で目標をきちっと定めて、そこに向かっていくということではないとということで大分ご示唆をいただいている中で、それを意識されてきているとは思いますが。

それと、あと、今、最後おっしゃったように、横串を刺してということ、ずっと委員会の中でもご指摘をいただいていたことですので、主な担当課はというイメージで、これはもう全ての担当課、ICTに関わってはやっていくことについて確認をしておくというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、都築委員、よろしいですか。

都 築 委 員

本当に長い時間を経て、ここまで高めていただきまして、ありがとうございます。

その間、本当に我々からいろんな意見を出させていただき、最後には、現場の校長先生、教頭先生方、小中学校からも現場の意見として声を拾っていただいて、それも反映されているところを感じました。

特に、最後のほうの施策の概要のところあたりは、細かく全てを網羅していただいて、それぞれ予算規模も違うだろうから、その書きよう、同じ紙面を埋めるにしても、そこの、最初は非常にばらつきを感じたんですが、そこのところも精査していただいて、随分分かりやすく、同じようなトーンでそろってというところあたりも、しっかり意見を受け取っていただいた結果と思っております。

先生方の声の中には、こうやって意見聴取をするならば、現場の声を大事にしてほしいというようなお願いもありました。先ほど、アンケートもありましたが、そのアンケートの見せ方についてのご意見もいただいていますよね、こういう見せ方もできますという答えを、教育委員会からのほうはしてると思うんですが、そこらあたりのフィードバックも現場のほうにせっかくお声をいただいたのですから、できる限り返して、そして、役に立ててもらえるようにと思います。

せっかくこれができたのですから、今後これをいかに活用していくかというところが、今後大きな課題かなというふうに思います。管理職の先生はもちろんですけれども、今、コミュニティースクールですとか、そういう市民と共に学校をつくっていこうという動きもありますので、そのあたりに、どんなふうに協議をしているときにこれを役立ててもらおうとか、せっかくできた基本計画ですから、今後、有意義な活用ができるように、共に考えていけたらというふうに思います。

以上です、ありがとうございました。

教 育 長

ありがとうございました。

現場への下ろし方ということですね。またちょっと後で説明のほうを聞きたいと思いますけども、じゃ、畑中委員。

畑 中 委 員

本当に最終的に基本計画の策定ということについて、長い時間、労力をかけていただいたということで、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

今、こうやって現在の教育を取り巻く環境、社会情勢の変化というのを踏まえて見ていくと、やっぱり軸となるのはICTというのをどのように今後活用していくのかということであったり、それから、他者理解、他者といかに協働していくかということと、それから、何よりも自分自身が、子供たちが自分に合った学び方で学んでいく、自分の道を開いていく、そういうことを目的とした、こういう基本計画の策定になってるんだなということを感じております。

あと、具体的な取組につきまして、こうやってプランということができたわけですので、後は、実践をしていく中で修正を求められるというところも出てくると思いますので、そこは柔軟に情勢を見ながら臨機応変に修正していくということが大事になってくると思います。

5年間を見据えてということなんですけれども、5年の間には、情勢、また様々に変わってくところもあるかと思しますので、そこを常に実践と修正というのを繰り返しながら、よりよい取組行われるようになっていけばいいなと思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

梅田委員。

梅 田 委 員

振興計画のほうの策定に関わって事務局のほうで様々な議論重ねながら、ここまで練り上げてきていただきました。本当にありがとうございました。

やはり、今、意見のほうが出ておりますけれども、策定をされた後に、この教育振興計画というものがどれだけ事務局内で、また学校において、



実践とつながった動きになっていくのかということが、これ以降の、策定に関わった事務局のほうも非常にご苦労いただき、でも、ここで途切れることなく、実践ということにつながるということを、また見据えていただくことになっていくのかなとも思っております。

協議の中でも意見として出てきてましたし、今もご意見があったかと思えますけれども、今回この重点事項を設けたことの意味が、先ほどもお話が出ました横串というふうな意図からの、その設け方でもあったということもあり、様々な中身について、各課が関連性を持ちながら進めていく必要があるものが非常に多くある、何もかもがしっかりとそこをやってくれというと、なかなかその難しさも出てくるかもしれませんが、この中でも、GIGAスクールによりICTの環境が大きく変わったことを受けての、1人1台のタブレットを活用した新しい学びということについては、これは、奈良市の環境の定着状況というのは、全国を見ても非常に速いスピードでここを整えていただいたということは、文科省のほうが開催した教育委員会の協議会においても、様々な意見も私たちはいただいたというところでもあります。

この環境を生かして、どれだけ教育の中身として新しい学びの奈良市モデルとして打ち出せるのかということは、今回のこの振興計画を核としながら、他課とつながっての中身をそこで埋めていくのかということになるのではないかと思います。ぜひ関係課によるつながる場を設けて、その奈良市モデルを構築して、全ての学校で実践につないでいくという状況をつくっていただきたいというふうに思っております。

また、後ほどもしかするとお話があるのかもしれませんが、これを受けて、各学校での学校ビジョンにどのように具体案を落とし込んでいけるのか、重点事項として基本方針をしっかりと捉えて、各学校における管理職のリーダーシップを学校長を中心に発揮してもらいながら、事務局における、そこに向けての支援ということもしっかりとつないでいていただければなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

教 育 長

ありがとうございました。

今、総括的なご意見を各委員からいただいたわけですが、各委員おっしゃってるように、つくったことにこれで終わりではなくて、これを、後はやっぱり現場ですね、要は、先生方にこのことを意識してどう教育を、奈良市の教育を組み立てていただくのか、もちろん管理職が先頭に立つわけですが、あと、今、梅田委員もおっしゃいましたが、GIGAスクールの、いわゆるタブレットを配ったという形は、日本でも早く進んだということなんですけど、これはもう年度末にはほとんどの市町村はもう全国でも配り終えてますので、これはもうここでスタートはもうほとんど一緒になりましたので、うちは早くスタートダッシュしてましたけども、追いつかれるというか、奈良市モデルをしっかりと早く教育の中で使っていて、子供の、いわゆる教育の質をどう上げるのかということに落とし込

んでいかないと、配り終えたことで満足してると、もうあつという間に実践が遅れてしまうということになるかと思います。

そこで、課長にお尋ねするんですが、これ、今日決まりましたら、これをどういうふうに現場に落とすような計画になっていますか。

教育政策課長

その周知に関しては、非常に大事なことだと思っています。

2月の校長会において、大綱版を作成したときに、教育振興基本計画と目標と目指す子供像を一致させているということを前もってお知らせしております。

ですので、この令和3年度の各学校目標に、この奈良市の目標、方向性を柱にしてつくってほしいということをお伝えしていますので、各学校において、まずその目標としている子供像というところにそれができておるんですが、教育振興基本計画は、このたび策定したということで、改めて校長先生方に校長会などでまず浸透させるというところと、あと、この出来上がった教育振興基本計画自体は、もう紙ベースではなくて、この時代ですので、せっかくですのでPDFなどにしながら各学校の教員の先生方が各端末で見れるような状況もつくっていききたいなと思っていますし、もちろんホームページにも上げながら、そこは共有し、そして、校長先生中心に各学校に浸透するというところと、あと、教育委員会のほうは、来年度、教育支援・相談課の研究事項として、これからの奈良市の教育という項目で研修のほうも用意しておりますので、そこでの説明なんかも、そこはもう当日、校長、また教員にもお話しできるかなと思っていますので、数々、来年度スタートですので、各指導主事も理解しながら各学校への伝達や指導していききたいと思っています。

教 育 長

大きなところは、今、課長のほうからイメージの話をしていただきましたけども、具体的に何をどうするのかということ、やっぱり時系列で、どこの課がというか、どこが、誰が、誰に、いつ、どうするのかということ、きちっと示すようにしてスタートしていただきたいというふうに思います。

今、大きなイメージを話ししてくれましたが、それはもうよく分かるので、それをもう具現化してスタートを切っていただくように計画をしてください。お願いします。

ほか、このことに関してご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第45号「奈良市教育振興基本計画の策定について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第45号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第46号「中学校区別実施計画「後期計画」の延長について」、教育政策課長より説明願います。</p>
教育政策課長	<p>別紙資料の1ページ目をご覧ください。</p> <p>いわゆる学校規模適正化の計画の中学校区別実施計画、後期計画の延長について、延長しようとするものでございます。</p> <p>今回の計画は、本年度末が終了期間でございましたが、その期間を1年延長し、令和3年度末までとしたいというところでございます。</p> <p>後期計画では、平城西中学校区、若草中学校区について統合再編することとし、平城西中学校区については、平城西中学校の敷地内に右京、神功小学校を統合再編し、施設一体型の小中一貫校として令和4年4月に開校予定で準備を進めております。</p> <p>若草中学校については、子供たちの教育環境を整えるため、中学校区別実施計画、この後期計画を延長し、学校規模適正化を進めたいと考えております。</p> <p>この計画を延長すると同時に、来年度は、次期の計画案を策定していく形になっております。最後の4番ですが、今後の児童生徒数の推移や政府の教育再生実行会議において、コロナ禍を受け学級集団の在り方を見直す協議など、国の動向を注視しながら、中学校区や施設の状態などを総合的に勘案し、次期計画策定に向け、方向性を定めてまいります。</p> <p>この計画延長を含め、来年度は、計画案を策定していくということでご理解いただければと思っております。</p> <p>以上でございます。ご協議よろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>後期計画を延長するということですので、この後期計画にある若草中学校区のところが残っているので、延長する、新たな計画については、令和3年度に策定をするということですか、そういう意味ですね。</p>
教育政策課長	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>このことについて、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>柳澤委員。</p>
柳 澤 委 員	<p>1年延長ということで、課題となってる中学校区なんですけど、これ、1年で大体めどがつくというふうな判断はお持ちということいいんですか。要するに、もう一年延長しましょうかという、そういうふうなことではなしに、あらかた事務局の中で当該学校区の方々とのいろんな協議とかがあると思うんですけども、おおよそこの辺まで来てるの、5合目から</p>

6合目なので、あともう一年かければ、計画は実施できるというふうな判断はされてるということでしょうか。

教育政策課長

今の時点での明確な方向性というところが確定して、それが地域にきちり説明できる状況かといいますと、まだそこまでは詰められてないのが現状でございます。ただ、この後期計画を1年延長させていただいて、次の計画がありますので、最終的にそこにさらなる計画を盛り込まないといけない部分もあるんですが、ただ、各今の小学校の様子、若草中学校区の様子を考えると、しっかり令和3年度中に方向性を決めていければなところ、課としては目標となります。

柳澤委員

分かりました。

教育長

ほか、質問等ございますか。

それでは、ご意見がございませんので、議案第46号「中学校区別実施計画「後期計画」の延長について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案どおり可決することに決定をいたします。

続きまして、議案第47号「奈良市立一条高等学校の学科及び通学区域の再編について」、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

1 ページ目をご覧ください。

本日は、今後の一条高等学校の学科再編、また通学地区の再編について、方針決定をいただければと考えております。

1番目、再編の概要でございますが、一条高等学校と一条高等学校附属中学校を併せた学級規模を最終的に27学級とし、令和7年度に向け、段階的に学科再編を行いたいと考えております。

2番目、学科・コースの再編及び学級数の再編ですが、現在は、普通科7学級、そのうち科学探究コースが2学級入っております。それと、外国語科2学級、合わせて9学級が1学年になっております。これを、令和4年度に普通科5学級、外国語科2学級の合計7学級に再編し、さらに、令和7年度には、普通科7学級、ただし、うち2クラスは、中学校から上がった内進生ということですので、高校からは5学級、合わせて7学級の1学年に再編するという形を考えております。

3番、入学者選抜制度及び募集人員でございますが、令和7年度の募集人員は、5クラス、1クラス40人ですので計200人とし、入学者選抜は、一般選抜の枠組で行いたいと考えております。令和4年度から令和6

年度までの募集人員は、外国語科80名、普通科200名といたしまして、この間は、入学者選抜の外国語科は推薦選抜、普通科は一般選抜としたい。推薦選抜と一般選抜は、奈良県教育委員会が策定した奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針に準じて行いたいと考えております。

最後に、通学区域でございますが、令和4年度の入学者選抜より、全ての学科において県内全域からの募集としたいと考えております。

これら、再編の理由は、一条高等学校の改革に向けて、3つの柱、1つ目は、附属中学校の設置、2つ目は、校舎などの教育環境の改善、そして、この取決めの高等学校の学科再編ということで、奈良市立高校の教育改革という形を目指しております。

こちらからは、以上でございます。ご協議のほうをよろしく願います。

教 育 長

このことに関しても、今まで協議事項の中で委員の皆様からも議論をいただき、ここまで練り上げていただいた件ですので、今日、最終これを委員会としてのご議決をいただくということでございます。

もう重ねて説明はいたしませんですが、特にご意見、ご質問等ございましたら、どうでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

通学区域のところなんですけれども、令和4年度からなので、もう今の中学校2年生が該当者かなと思うんですけど、聞きたい点は、県内全域とする原則を維持しつつ、例えば、奈良市枠を設けるとか、地域限定枠を設けるなどの検討はされたかされないかだけ、ちょっと聞かせてください。

教育政策課長

奈良市の子供だけ1割とか、基準を変えるとかというのは、協議の中には意見等がありました。ただ、同じ教室にいて育ちながらそこに差をつけるというところに、教育的な課題があるなという形で、最終的には一律で、県内全域からという形で考えております。

教 育 長

畑中委員。

畑 中 委 員

それで、確認なんですけど、令和7年度から一応普通科が5クラス、中高一貫2クラスということになるんですけど、一条高校普通科が5クラス、あと、中高一貫2クラスというのは、何科というか、何クラスというか、コースというか、一般的には普通科に対して中高一貫という呼び方になってくるんですか。

教育政策課長

今現在考えてるのは、内進2学級と、外部の5学級、7学級併せて、全体を普通科という形で呼びたいなと考えておるんですけど、その普通科の呼び方に関しても、普通じゃない普通科だよというところが伝わる名称とい

うのは考えていかないといけないなと考えておりますので、ちょっと全体の7クラスの名称も含め、これから検討はしていかないといけないと考えております。

畑 中 委 員      分かりました。

教 育 長      ただ、その内進生の2クラスは、2クラスでのクラス替えはありますが、他のクラスの混じりはないということの確認は、それでいいですね。

教育政策課長      はい。

教 育 長      カリキュラムの問題だそうですね。  
ほか、ご質問等ございませんでしょうか。  
梅田委員。

梅 田 委 員      失礼します。  
協議を継続してきた上での、今回の提案という形でもあります。この方針決定については、この方向性でまとめていただければというふうに思っております。

ただ、協議の中でも話が出ていましたけれども、一条高校としてその都度その都度で募集の状況というのが動いていく、その中の状況が動いていくということについての分かりにくさであるとか、不安感であるとか、そういうことが起こりかねないということは、しっかり持つておかなければならないのかなというふうに思っております。

そのことを少しでも理解をしていただくためには、このときに改めて高等学校としての最終段階でのビジョンをどのように掲げているのか、もちろん今回も資料としてはつけてもらっているわけですが、でも、それを具現化するそれぞれの段階の動きをどのように考えて持つているのか、で、それぞれの年度において、各学科がどうアップグレードしていった、最終、どのような特色を持つ普通科となるのかという、その変更の渦中にある時期においても、その変化というものを安心して受け止めていけるという、そういう情報を同時に提供していくということが、今回のこの年次的な動きということの理解を広げていくということにもつながるのではないかなと思っております。

そういうことも、しっかりと考えた動きを持つてもらえればなと考えます。よろしく申し上げます。

教 育 長      ありがとうございました。

最終形をきちっと示すという中で、その年次というか、その過程にある中での動きというか、その目標に向けてのきちっとしたカリキュラムなりそういうことを、保護者、子供に示すということが見えないと、目まぐる

しく変わるといふことでの不安感だけを持ってしまふといふご意見ですので、そこはやっぱりきちつと伝えて丁寧になら高校ともやっけていきたいといふふうには思ひます。

都築委員、お願いします。

都 築 委 員

また同じようなことなんです、7年度には全ての学科を探究的な学びと外国語教育を柱とした特色ある普通科とする、普通科の呼び名もこれから考へるといふことでしたよね。

ですから、やはりそこらあたりをきちつと子供たち自身、また保護者に分かるように情報を発信していくといふことが大切になつてくるのではないかと思ひます。最終的になら高校が何を狙っているのか、どうほかの普通科と違ふのかといふところを、やっぱり分かりやすく示していくことが大切ではないのかといふふうには思ひました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

長年ずっとなら高校の改革については、本当に10年かけてやっけてきて、附属中学を設置するに当たっては、ここ数年議論し、そして、議会でもこのことについてはご議論いただき、この間の今3月議会では、校舎の建設の準備となら附属中学校の設置についてはご議決をいただいたといふことでございます。

ですので、今おっしゃったように、これほど長い時間と、それから市民の大切な税金を使って学校を改革していかうとするので、やっぱり最終形をきちつと示して、どんな子供を育て、どんな子供を奈良市が輩出していくのかといふことをしっかり示すべきだといふご指摘をしっかり受けて、事務局も学校も取り入れていきたいといふふうには思っております。

それでは、このことについてご意見がないようですので、議案第47号「奈良市立なら高等学校の学科及び通学区域の再編について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よつて、議案第47号は原案どおり可決することに決定をいたします。

それでは、次に、議案第48号「奈良市立中学校通学区域の一部改正について」、教育総務課長より説明願ひます。

教育総務課長

別紙資料の5ページ、6ページをご覧ください。

こちらにございますように、奈良市立の中学校では、中学校ごとに通学区域を教育委員会告示により定めております。

続きまして、資料7ページをご覧ください。

令和4年4月に奈良市立一条高等学校附属中学校が開校いたします。生徒を市内全域から募集をいたしますため、生徒の通学地域が奈良市内全域になることから、今回この事項を追加するものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の告示文の最後に、一条高等学校附属中学校通学区域、市内全域の文言を付け加えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 一条附属中学校の設置に基づいて、通学区域を定めるというものでございます。

特に何かございませんでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員 すみません、多分検討されたと思うんですけども、添付資料の5ページ、6ページですけども、全てのところが小学校通学区域となって定義をされてるんですが、その意味で言うと、全小学校通学区域というのが、整合性が取れるような気もするんですけど、市内全域だからちょっと浮いてるような気がして、特に違和感はお感じになりませんか。

言ってる意味は同じなんですが、告示のつくりから言うと、全ての小学校通学区域という意味です。これで間違いないのはあれなんですけど、ニュアンスの問題。

教 育 長 課長、どうですか。

教育総務課長 7月の定例教育委員会会議におきまして、奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について、ご議決のほういただきまして、こちらのほうの内容につきまして、中学校の通学区域は奈良市全域としてお示しさせていただくということでしたので。

柳 澤 委 員 イメージはそのとおりなんです、はい。

柳 澤 委 員 行政上差し支えなければこの原案どおりということになりますね。ちょっと違和感がある。

教 育 長 そこは事務局、どうですか。

事 務 局 もう一度検討させていただいて。内容的には同じなので、おっしゃっていた議題は告示のつくりとして法令の担当者とも協議させていただきま



すが、内容については、これでご了解いただければと思います。

教 育 長     それでは、その表現については、もう一度きちっと検討すると。中身については、同じだということで、これはご了解をいただくということでしょうか。

特に、ほか、何かございませんでしょうか。

意見がないようですので、議案第48号「奈良市立中学校通学区域の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員     異議なし。

教 育 長     異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案どおり可決することに決定をいたします。

続いて、議案第49号「奈良市教育センター組織に関する規則の一部改正について」、教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長     資料1ページの改廃調書をご覧ください。

令和3年4月より適応指導教室青山教室を開設するに当たり、適応指導教室としての位置づけを明確にし、その運営管理を行うための項目を新たに設けようとするものでございます。

資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。

奈良市教育センター組織に関する規則の教育支援・相談課の所掌事務について、第4条の教育相談係に4つ目の項目として、「適用指導教室の運営管理に関すること」の1項を追加するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長     これはもう青山に適応指導教室をつくるということでの追加でございますけど、特によろしいでしょうか。

それでは、ご意見がございませんので、議案第49号「奈良市教育センター組織に関する規則の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員     異議なし。

教 育 長     異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

それでは、次に、議案第50号「奈良市立学校の管理運営に関する規

則の一部改正について」、教職員課長よりお願いします。

教職員課長

資料をご覧ください。

1 ページ目の例規制定改廃調書、こちらのほうをお願いします。

制定改廃の理由ですが、各学校の事務職員、栄養職員等につきまして、三六協定を締結していることと併せて、教職員の時間外勤務及び休日勤務を命ずるものが学校長であることを明確にすることが理由でございます。

また、幼稚園につきましても、教職員の時間外勤務及び休日勤務を命ずるものが園長であることを明確にしようとしております。

概要につきましては、第2章の第3節に「職員の時間外勤務及び休日勤務は、校長がこれを命ずる」という条文を追加いたします。

資料としまして、現行の規則をつけております。こちらの現行の規則の、資料ページで言いましたら10ページのところで、こちらの第30条の前に、29条の10としまして、時間外勤務等というところで、先ほどの「職員の時間外勤務及び休日勤務は、校長がこれを命ずる」という条文を追加するものと考えております。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

教 育 長

誰がきちっと出勤を命じるのかという、ここの校長がということを確認化したということでございます。

このことについてご質問等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第50号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案どおり可決することに決定をいたします。

次に、議案第51号「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部改正について」、教職員課長より説明をお願いします。

教職員課長

資料の例規等制定改廃調書をご覧ください。

制定改廃の理由ですが、教育委員会事務局組織の改編によりまして、教育総務部、学校教育部が教育部に統一されたことに伴いまして、苦情処理組織委員会の委員長を担当する教育総務部長を教育部長に、また、学校教育部長を次長、教育総務部次長及び総務部参事は教育センター所長へ変更をいたします。また、委員会庶務におきましては、教育総務部教職員課となっておりますのを、教育部教職員課へ変更いたします。

改正内容は組織の編成に伴うもののみとなっております。

説明は以上でございます。協議をよろしく申し上げます。

教 育 長 これについては、もう既に改編が行われた後でありますよね。これを、今、改めて整合性を保つ上で要綱の改正手続きをおこなうということですね。そういう議論ですね。

よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第51号「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決することといたします。

次に、議案第52号「奈良市公民館運営審議会委員の任命について」、地域教育課長より申し上げます。

地域教育課長 資料の1ページをご覧ください。

公民館運営審議会の委員のうち、奈良市立都跡小学校長の岩永委員が、今年度で定年退職されることが決まりまして、新たにその後任として奈良市立神功小学校長の福西正剛校長を後任委員として任命をいただきたいという内容でございます。

加えまして、任命の期間、任期でございますけれども、公民館条例の定めに従いまして、前任者の任期をその任期とさせていただきたいということで、令和3年4月1日から令和4年5月12日までというふうになります。

参考に、資料の2ページには、現行の委員の名簿、資料の3ページ、4ページについては、関係する所管の法律、それから条例のほう記載させていただいています。

説明のほう以上でございます。ご審議のほうよろしく願いいたします。

教 育 長 公民館条例の5条にある学校教育の関係者というところから、前任が退職するので、後任の関係者として神功小学校長を入れるということであります。

ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第52号「奈良市公民館運営審議会委員の任命について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 2 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第 5 3 号 「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より説明願います。</p> <p>課長。</p>
文化財課長	<p>資料 1 ページのとおり、教育委員会より諮問のあった 2 件の物件につきまして、指定することを適当と認めると審議会から答申を受けましたので、指定しようとするものであります。</p> <p>指定する文化財につきましては、資料の 1 1 ページに載っておりますけれども、これらの文化財の詳細につきましては添付資料に譲り、説明は省略させていただきます。</p> <p>なお文化財の名称は、1 点は絹本著色行基菩薩像、もう 1 点は内侍原町諸事記録控書となっております。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>答申を受けて、この 2 件を指定させていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>特にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、議案第 5 3 号 「奈良市指定文化財の指定について」、採決をいたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 3 号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 5 4 号 「奈良市立図書館管理規則の一部改正について」、中央図書館長、お願いします。</p>
中央図書館長	<p>まず、1 枚めくっていただきまして、改廃調書をご覧ください。</p> <p>制定改廃の理由についてでございますが、年始の開館準備を行うための休館日を設定するため、奈良市電子図書館を導入したことにより、電子書籍のための閲覧規則が必要なため、自動車文庫の図書資料の貸出し冊数を増やすためでございます。</p> <p>続きまして、もう一枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。</p>

まず、目次の中にあります第6章の次に「第6章の2、電子図書館」を加えます。

第2条第1項中、第15号を第16号とし、第14号の次に「(15)電子図書館の管理運営」を加えます。

第4条第2号中、12月29日から翌年1月4日の次に、「(1月4日が月曜日に当たるときは1月5日)」を加えます。

第11条第1項中、図書館資料の次に、「(電子図書館資料を除く。)」を加えます。

第20条第2項中、5冊を10冊に改めます。

裏面をご覧ください。

第22条の次に、次の章名及び2条を加えます。第6章の2、電子図書館、(設置)、第22条の2、電子書籍(図書資料と同等の内容を有する電磁的記録であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。)の利用を提供するため、電子図書館を設ける。(貸出し冊数及び貸出期間)、第22条の3、電子図書館資料の貸出しは、1人5冊以内とし、その貸出期間は14日以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

附則、この規則は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 大きなところは、電子図書館の記載が規則としてなかったというところ  
でございますので、追加ということですが、中身を含めてご質問等ござい  
ましたらお願いします。

都築委員、お願いします。

都 築 委 員 第22条の下、最後に説明されたところですが、ただし、館長が  
必要と認めたときは、これらを変更することができるという、ここ、館長  
が必要と認めたときはどういう場合なのか、そして、これは個々人一人一  
人に対してということなんですか。この人のこのケースの場合は認めます  
とかということなのか、もっと全体的なことをまた変えていくということ  
なのか。

中央図書館長 基本的には5冊ということがございますので、それに変わりはないんで  
すけど、個人に特別な事情が生じたとき、そういう個人の特別な場合に館  
長の認める範囲を少し設けているということでございます。

都 築 委 員 個々人の事情によって、その都度館長判断でということなんですね。

中央図書館長 はい。

都 築 委 員 それともう一点なんですが、電子書籍、家にいながら読みたい本が借り

られる、非常に便利だと思うんですね。それに対して、それと同じようなことを、これまでは自動車文庫が近くまで行きますよということをやってきたと思うんですが、この、今、自動車文庫の利用状況と、例えば、この電子書籍が今後増えていくことに対して、この自動車文庫は将来どうなるのかというようなところの、今の段階での計画といいたいでしょうか、お考えはあるのでしょうか。

中央図書館長 現在のところ、自動車文庫と電子図書館というのが併用していくという方向では進めておりますが、今後、予算のこともございますので、電子書籍のほうに比重は置かれていくのではないかというふうに思っております。

都 築 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第54号「奈良市立図書館管理規則の一部改正について」、採決をいたします。

原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定をいたします。

次に、議案第55号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱について」、教職員課長より説明願います。

教職員課長 添付しております資料の委員会規則の第3条にありますように、任期が2年となっております。今年この3月31日をもって任期が終了いたしますので、新たに委嘱しようとするものでございます。

また、再任を妨げないということになっておりますので、委員の案にございますように、3名の方につきましては、引き続き委嘱をさせていただこうと考えております。

4人目の法令順守監察監につきましては、この3月末で退職されることになっておりますので、新たに法令順守監督監になられる方に委嘱させていただこうと。なので、4人目につきましては、本日また審議いただくことになると思います。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

教 育 長 任期切れですので、そのまま1日から再任を決めて、再任を進めたいという提案でございます。

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

	<p>それでは、ご意見がないようですので、議案第55号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱について」、採決をいたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、協議事項に入ります。</p> <p>本日の協議事項のテーマは、一条高等学校附属中学校の設置について～学校説明会について～の中身でございます。</p> <p>課長、お願いします。</p>
協 議 事 項	<p>協議事項（1）「一条高等学校附属中学校の設置について～学校説明会について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。</p>
非 公 開 案 件	この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。
教 職 員 課 長	<p>教育長報告1「奈良市立一条高等学校教員の任用について」教職員課長より概要説明。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>本件については、原案通り了承された。</p>
教 育 長	<p>次に、その他報告事項1は、各関係部課長のみでの審査となります。案件に入る前に、次回令和3年4月定例教育委員会の日程について、ご連絡をいたします。</p> <p>4月の定例教育委員会は、4月20日火曜日、10時より開催を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。4月20日火曜日、10時からでございます。</p> <p>それでは、次の案件に入りますので、関係部課長以外はお退席をお願いします。</p> <p>それでは、その他報告事項1、奈良市立学校におけるいじめ事象について、いじめ防止生徒指導課長より説明があります。</p>
非 公 開 案 件	この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とす

る。

いじめ防止生徒指導課長

その他報告事項1「奈良市立学校におけるいじめ事象について」いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り了承された。

教 育 長

これで、本日の全ての案件は終了いたしました。このほかに何かご意見、ご要望などございませんでしょうか。

それでは、これもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。